

第47回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成27年9月14日（月）13時30分～15時30分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）
副議長 井田 香奈子（朝日新聞東京本社オピニオン編集部次長）
長見 萬里野（全国消費者協会連合会会長）
中川 英彦（元京都大学法学研究科教授）
松永 真理（テルモ株式会社社外取締役）

（日弁連）

会長 村越 進
副会長 三宅 弘、長田 正寛
事務総長 春名 一典
事務次長 兼川 真紀、谷 英樹、吉岡 毅、戸田 綾美
広報室囑託 大藏 隆子

（説明協力者）

市民のための法教育委員会副委員長 額田 みさ子
法科大学院センター副委員長 椛嶋 裕之
日弁連リーガル・アクセス・センター事務局長 伊藤 明彦
日本司法支援センター対応室長 高橋 太郎

以上 敬称略

1. 開会

（兼川事務次長）

皆さん、こんにちは。今日は第47回日弁連市民会議でございます。ただいまから始めさせていただきます。

最初に日弁連のほうのご紹介をさせていただきます。

（村越会長）

会長の村越でございます。よろしく申し上げます。

（大藏広報室囑託）

広報室囑託の大藏です。よろしくお願いたします。

（額田市民のための法教育委員会副委員長）

市民のための法教育委員会副委員長の額田と申します。よろしくお願いたします。

(椛嶋法科大学院センター副委員長)

日弁連の法科大学院センター副委員長の椛嶋と申します。事務総長付特別嘱託として執行部のお手伝いもしております。よろしくお願いいたします。

(春名事務総長)

事務総長の春名でございます。先生方にはいつもお世話になっております。ありがとうございます。

(三宅副会長)

担当副会長の三宅でございます。本日はよろしくお願いいたします。

(兼川事務次長)

司会をしております兼川でございます。事務次長でございます。よろしくお願いいたします。

(谷事務次長)

事務次長の谷でございます。よろしくお願いいたします。

(吉岡事務次長)

事務次長の吉岡でございます。よろしくお願いいたします。

(戸田事務次長)

事務次長の戸田でございます。よろしくお願いいたします。

(兼川事務次長)

それでは、配付資料のご説明をさせていただきます。

事前配付のものと本日のものがございます。事前配付の資料につきましては、議題1で使用いたします法教育の推進等についての関連資料が一式。それから、議題2で使用いたします司法アクセス改善に向けた取組についての関連資料が一式。あと、日弁連新聞の495号と498号をお配りしております。本日配付いたしておりますのは、無番号で、「法教育に関する取組について」という資料と、「弁護士志望者増加に向けた取組について」という1枚ものの資料、これは本日の資料として作成したものでございます。資料は以上になりますが、もしも、お手元がない方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

今日の市民会議では、毎回申し上げているのですけれども、写真撮影いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは議長、進行をお願いいたします。

2. 開会の挨拶

(北川議長)

それでは、委員の皆様、ご出席をいただきありがとうございます。

本日は、古賀伸明委員、清原慶子委員、ダニエル・フット委員、湯浅誠委員が所用のため、ご欠席でございます。

それでは、ただいまから第47回の市民会議を開催させていただきます。

3. 村越進日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に、村越進日弁連会長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(村越会長)

村越でございます。委員の先生方には、大変お忙しい中、第47回の日弁連市民会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。前回46回が6月10日だったのですが、ずいぶん前だなという感じでございます。この間、様々ありましたが、何と云っても、安保法案の国会審議でございまして、今週まさに大詰めを迎えております。私どもは、ご承知のとおり、この法案には一貫して反対ということで取り組んでおります。8月26日には、一斉行動ということで、議員要請、院内学習会、それから法曹・学者の合同の会見というものをやり、その後日比谷野音で集会パレードをやりました。この日のこの会見とか、集会には、元最高裁判事、元内閣法制局長官、それから大変高名な憲法学者の方々をはじめとする多数の学者、それからもちろん私ども日弁連元会長という、こういう学者、法曹が勢揃いで、違憲だと、廃案を求めるということをやらせていただきました。多少は、いつもに比べれば報道されたかなというふうに思っておりますが、なお、その後も全国の弁護士会が、本当に弁護士会始まって以来という取組をしておるところでございます。成立がないようにということで最後まで取り組んでいるところでございます。

それから6月30日には、政府の法曹養成制度推進会議が取りまとめ決定をいたしました。一つの段階、一つの到達点でありまして、これを踏まえて、その決定を実行、実現していく段階に入ったというふうに思っております。ただ、われわれ、安保法案と法曹養成だけやっているわけではないわけでございますので、ほかのことも一生懸命やっているということでございます。特に、司法の一翼を担うということで、司法基盤の整備、司法アクセスの改善、それから国民・市民に対する様々な情報発信に取り組んでおります。

今日はその中で司法アクセスの改善の取組、それから国民・市民に向けた情報発信、特に若い人たちに対する情報発信等々ということで法教育の取組について、ご報告をさせていただき、ご意見をいただければと思っております。短い時間ではございますが、よろしく願いいたします。

(北川議長)

ありがとうございました。

4. 議事録書名人の決定

(北川議長)

次に、議事録の署名人を決定させていただきたいと思いますが、中川委員と長見委員を指名したいと思います。よろしく願いいたします。

5. 議事

議題① 法教育の推進等について

(北川議長)

それでは議題に入らせていただきます。お手元に配付されている議題のとおり、進めさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

(三宅副会長)

議長、私のほうから、議題1について、述べさせていただきますので。

(北川議長)

はい、どうぞ。

(三宅副会長)

議題1につきまして、法教育の推薦等についてのご報告をさせていただきます。このパートでは、法教育に関する取組として、日弁連法教育委員会の取組と法曹養成の観点から、弁護士志望者増加に向けた取組についてのご紹介という形でございます。日弁連では、市民への法教育を推進することを目的に法教育委員会を設置し、様々な取組を行ってまいりました。代表的な取組としては、今年で9回目を迎えております高校生模擬裁判選手権でございます。高校生が、夏休みの貴重な時間を使って熱心に準備し、法曹さながらに法廷で躍動する姿というのは、実に胸を打つものがございます。本日は、この選手権の件も含めまして、額田弁護士から報告をさせていただきます。

もう1点、法曹養成についてでございます。これは、一昨年度の市民会議でご報告をしておりましたが、政府は、関係閣僚から構成される法曹養成制度改革推進会議を設置し、約2年にわたって検討をしてまいりました。先ほど、会長の挨拶にもございましたが、6月30日付で公表された推進会議の決定は、法曹志望者数を回復し、質の高い法曹を輩出することを目的に法曹の活動領域の在り方、法曹人口の在り方、法科大学院改革、修習生に対する経済的支援を含む司法修習の在り方などについて、当面実施すべき改革に言及しております。日弁連といたしましても、推進会議決定を受けて、法曹志望者の回復に向けて責任を果たしていく所存でございます。

本日は、これまでの取組と今後の検討している課題について、椛嶋弁護士からご紹介いたします。どちらも法の精神、法曹の魅力を伝えていくという意味では関連する取組ですので、その視点も含めてお聞きいただければと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

(北川議長)

ありがとうございました。

それでは第1の議題の「法教育の推進等について」を検討していきたいと思っております。まず、額田みさ子市民のための法教育委員会副委員長さんに、ご説明をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(額田副委員長)

よろしくお願ひします。額田でございます。法教育ということで、ご報告申し上げます。

まず、今日、お手元に配付いたしました「法教育に関する取組について」というパワポの印刷物に沿って、お話をしていきたいと思ひます。

まず、法教育とは何なのかということなのですけれども、1枚めくっていただいたところにある、「法教育」の目的というのは、「個人が尊重される自由で公正な社会」の構成員としての市民の育成、つまり法律家に対するものではなくて、一般市民、法律専門家でない人々への教育ということになります。今までも学校で個人の人権であるとか、あるいは三権分立が大切であるとか、憲法的な価値ということについては、知識型で教えるという部分はあったのですけれども、市民として、意欲・態度というものを養って、実際に実践する力をつけるということで、ここに三つの輪を置いてあります。意欲・態度、技能、それからその前提としてやはり必要な知識というものはありますので、三つの輪を進めていくということで、2ページに記載がありますが、では、どういうことを実際に実施していくかということ、まず事実についてきちんと認識する力。あるいは多面的な方向から検討・分析する力。それから、自分の主張をきちんと構成して表現する力。それと相手、あるいは他者からの意見をきちんと公平に聞く力。そして、ルールをつくる、あるいは紛争の解決ということであれば、調整する力、決定する力というようなものを身に付けてもらいたいということが法教育の内容になります。そのあたりが事前の配付の法教育の理念ということで、弁護士白書の抜粋を付けてございますので、またご参照いただければ思ひます。

実際、どういう活動かということにつきまして、各地での取組ということを含めてご紹介させていただきます。事前配付の3/47、各地のイベント一覧というものがございましてけれども、これは、各地の各弁護士会が、出前授業、学校に行つて授業を行う、あるいは裁判傍聴を引率するということがありますが、もう一つ、ほとんどの単位会で実施しているのが、弁護士会に生徒さんをお呼びして、半日、あるいは丸一日を使つて伝えるということを実施しております、その一覧になります。

どんなことをやっているのかということが、一番右にある内容という欄になりますが、刑事裁判、後で高校生模擬裁判選手権をご紹介申し上げますけれども、刑事の模擬裁判だとか、あるいは民事の模擬調停であるとか、あるいは自分たちのルールをつくっていく、そういう授業であるとか、少年事件を考えてもらう、あるいは、考える基となる三角ロジックというのが、5/47の下から三つ目にありますけれども、法的な考え方の、その前提として論理力というものを実践する力として養うというような、そういうような取組をしております。

日弁連としては、どのような取組をしているかということですが、各単位会の弁護士会が活動するにあつて、情報提供等を行うということ。各地の法教育の支援ということのほか、情報発信として日弁連として意見書等を出していつて、政策等に反映されるようなそういう検討を行う。あるいは市民に向けた直接の日弁連の取組としては、高校生模擬裁判選手権ということで、毎年一回開催しております。そのほか学校の先生との教

員セミナーの開催、あるいは学校の先生が使える教材の作成、あるいはホームページでの情報提供というようなことを行っております。

実際に高校生模擬裁判選手権についてご報告申し上げて、どのようなことを伝えたいか、あるいはどういうことをしているのかということをお話し申し上げたいと思います。選手権については、事前配付の 10/47 に、第9回の高中生模擬裁判選手権についての報告書を添付しておりますが、どういう内容かということ、起訴状あるいは捜査機関が見つけた調書、非常に分量としては少なめにしたものですけれども、それを高校生に検討してもらって、検察官、あるいは弁護人になってもらって、大会を8月に毎年行っているのですけれども、当日証人尋問あるいは被告人質問を行って、論告弁論ということで、自分たちの主張を組み立てるということを事前準備でもらっています。

刑事裁判手続における立証責任であるとか、被告人の無罪推定であるとか、そういう原則を理解してもらうというところは一つありますけれども、刑事裁判の材料を使って、先ほど申し上げた、事実を多面的に見て、自分の主張を作り上げる、構成して表現するということで、模擬裁判を使ったまさしく法教育ということで位置付けております。

高校生が行うということで、裁判がどういうふうに行われるかということの概略とか、進め方について、お手伝いをする支援弁護士を派遣して、大体5月に出場校が決定して、8月まで何回か支援を行って、実際に今年は8月1日ですけれども、大会を実施していません。

その内容として、若干映像を付けておりますので、それを見ながらご紹介いたしますけれども、15/47になります。これは第9回の高中生模擬裁判選手権の様子ということで、今年の8月1日、東京地方裁判所とこの弁護士会館のクレオというところを使って開催しました。こちら第9回になりますけれども、第3回から裁判所あるいは法務省、検察庁と共催ということになりまして、実際の裁判所の法廷で闘い、つまり模擬裁判を行うことができます。生徒さんにとっては、やはり裁判所の実際の法廷で行うということについては、非常に意義深く感じてもらっているところではないかと思えます。

一番最初の写真は、選手宣誓ということで、くじ引きで1番を引いた学校の生徒さんが選手宣誓をしているところです。試合の様子、①、②、③あたりは、これは被告人質問、あるいは証人尋問をしているところです。このように、生徒さんが実際に記録に基づいて、自分たちで考えて尋問を構成して行っております。

試合の様子④は論告、つまり、検察官の主張、今年は乳児、自分の子どもを殺害した疑いで起訴された事件で、母親が虐待の末に殺害したと検察官側は主張し、弁護人のほうは、そのようなことはない。寝かしつけているときに、布団を強めに押さえたためにその影響かもしれないということで、殺意も、もちろん殺害行為もないと争う事件です。双方、当日までに主張をもちろん構成するのですけれども、実際の証人尋問、あるいは被告人質問を経て、論告弁論を検討しているというのが、試合の様子、資料④です。

試合の様子⑤、次のページになりますけれども、生徒さんが何か掲げておりますけれど

も、これは論告、あるいは弁論を行っているときなんです。高校生がどういうふうにしたらわかってもらえるだろうかということで、ホワイトボードを使ったり、模造紙を使ったりして、論告、弁論を行っている様子です。

審査員の協議の様子ということでありますけれども、この大会は審査員として法曹三者、マスコミ、学識経験者の5人の審査員に、各尋問、あるいは論告弁論を採点いただいて、その結果で優勝、準優勝を出しております。

次に、講評の様子ということで映っておりますけれども、試合が全部終わった後に、弁護士会館のクレオで、各審査員から講評をいただいて、次に成績発表ということで、生徒さんたちの喜んでいる瞬間、あるいは優勝校の表彰ということで続いています。

優勝校、準優勝校にスピーチをしてもらって、あるいは参加した全員の各参加者の代表者からやはりスピーチをもらって閉会式ということになっております。

今回9回目なんですけれども、大会としては関東大会、関西大会、北陸大会、四国大会の4会場でやっております。当初は、この大会を開始するにあたって、高校生にこのような全部の記録をはじめから検討してもらおうとすることができるのだろうかというところもありつつ、だんだん発展してきたわけなんですけれども、各地で、本大会に出場する希望校が多くて予選ということも行ったり、東京では今年11校からの申込があって、来年さらに増えるのではないだろうかというところがありますので、これをどのように広く広げるために、マンパワーもありますので、どういう形態でやっていったらいいだろうかということを考えていかなければいけないなというところがあります。

この大会に参加した生徒さんは、自分で考えてここまでできたんだということで、非常な自信をもって、優勝、準優勝、その順位に関係なく、非常によかったと。これだけ濃密に、またそのチームの友人たち、あるいは全く知らない人たちと関わって、これだけのことができたんだということに、とてもよかったという感想は毎年いただいているところです。

次の議題が法曹養成とのことですが、この大会は法曹を養成するという目的では全くなく、法教育は先ほど申し上げたとおり、専門家の教育ということではありませんので、自分たちの社会を自分たちでつくっていくという、そういうものを目的にしているのですが、この大会への出場をきっかけに、法曹になりたい、あるいは弁護士になりたいという人も生まれて来つつあるようです。

今後の法教育としては、やはり関連機関、学校の先生であるとか、あるいは大学の教員の先生、教育委員会、文科省、などとの連携が必要だなというところと、選挙権が18歳ということになりましたので、法教育の一環として、主権者教育というところにも焦点が合っていくだろうというか、材料を提供して実施していく必要があるだろうというところがあります。

法教育の報告としては以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの額田副委員長のご説明をいただいたのですが、この件に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(中川委員)

大変有意義な取組をされている。僕ははじめてこれを伺いました。こういうことをされているんだというのに非常に驚きましたし、有意義なことだと思っただけですけども、反面、非常に特化、刑事の特殊な事件を様々な角度から考えるという、そういう非常に特化された場面でのことであるんですけども、私などの頭の中にある法教育というのは、もう少し若年層、小学生から中学を通じて、法律というものをどの程度理解している必要があるのか。あるいはまたはないのか。そういうところに関心がありまして、特に、若年であればあるほど、いわゆる一般的な社会規範とか倫理とか、あるいは慣習とか、法律、その境目がどうもはっきりしないんですね。どこまでが倫理であって、どこからが法律であるのかと。

それで、どの程度法律というものを知っていなければいけないのかというようなことについても、あまりはっきりした分析評価がなされていない。わかりません、私はこの分野全然わからないので、例えば小学校でどの程度のことを教えているのかも知りませんし、中学でどうなのかも知りませんし、なんだけれども、やっぱりこれからの社会なり、国際的な関わりなどを見てみますと、どのあたりでどの程度のことは最小限やっておかなければいけないのかというようなことを、どこかで何かやっているのかなという気がするんですけども、それはどうなのでしょう。

(額田副委員長)

日弁連の取組、日弁連がすなわち実際に子どもたち、あるいは教員の方と接触というか、働きかけてやっている大きなものとして、高校生模擬裁判選手権をご紹介申し上げましたけれども、今お話しいただいたような小学校、あるいは中学校、高校に行く、あるいは弁護士会に招いて法教育を行うということは、各単位会が行っています。私もまさしく小学校はすごく大事だと思っていて、法律を教えるわけではないですので、何を伝えたいかということ、やっぱり先ほど一番最初に申し上げた、個人が尊重される自由で公正な社会は何かということ、私も大事、あなたも大事。公正というか、平等であったり、手続であったり、法の意義というのは、小学生、中学生に伝えるときには、たくさんいろんな人がいれば調整が必要なので、それが法である、ルールであるということで、小学生では対立するような場面を設定して、どういうふうに合意をしていくかということでルールをつくっていくとか、あるいは私、模擬調停ということで、実際に学校の中でぶつかって怪我をしちゃった子、あるいは物が壊れちゃったというようなものについて、どうしたらいいかというのを小学生に考えてもらう授業なども行ったことがあります。中学生は本当にそういう授業がたくさんありますので、そのような授業の中で考えてもらうということをしています。

その法律が何法ですよということは、それを覚えてもらいたいというのではないので、

考え方を伝えるということで、各地が行っています。それが一番の基本だというふうには思っておりますので、今ご意見いただいたことは、本当にそのとおりで、高校生模擬裁判選手権は一部であるということはおっしゃるとおりだろうと思います。

(中川委員)

具体的な活動としては、まだ表れていない。

(額田副委員長)

実際やっております。

(中川委員)

そうなんですか。

(額田副委員長)

各単位会が学校に行っておりますし、先ほどのジュニアロースクールということで募集をかけて、弁護士会に来てもらってということですね。一番はやはり学校に行つてというのが、たくさんの生徒に教えられるということですので、各単位会でやっております。

(中川委員)

おっしゃるとおりだと思います。やっぱりルールを守ることが、なぜ大事かということがわかれば、ほとんど若年時代はそれでいいと思うんですけどね。

(額田副委員長)

今までのルールだから守れというのではなくて、なぜ守らなければいけないんだろう。守らないとどういう困ることがあるんだろうということを考えてもらうと。あと、先ほどのお話の中で、法律なのか、ルールなのかということについても、法的なものということで、これはどのぐらい守らなければいけないとか、これは守らなかったらどういうことが起きるだろうというような視点から考えてもらうというようなことも、結構やっていると思います。

(北川議長)

よろしいですか。どうぞ。

(井田委員)

どうもありがとうございました。すごくいろんなところに出掛けられて、特に小学生に教えるというのはすごく大変だと思うんですけども、今パッと見たところでも、これは島根県でしょうか。「わがままな王様にルールをつきつけよう」という形で、自分たちの頭で考えさせることで、立憲主義ということを考えていくきっかけにしていくことをされているんだなということ、4/47を見ながら思ったんですけども、実際のところ、法教育が大切だよということ、この15年ぐらいずっと皆さん、特に力を入れてやってこられたのだとは思いますが、法教育自体が義務教育にはしっかり位置付けられていないということで、どういうふうに変なのかといいますか、すみません、順番逆になりましたけれども、今時点で、小学生、中学生、高校生の何割ぐらいにリーチアウトできているのかということが、質問の一つ目です。二つ目に、やはりこの先、選挙権が18歳からに

なったりといういろいろな変化がある中で、法教育の中にどのように位置付けていくのかという戦略というか、考え方というのはどんなふうに皆さん、考えておられるのかという2点について、お聞きしたいと思いました。

(額田副委員長)

何割かというご質問、統計自体がないのでございますが、やはりなかなか津々浦々ということには全くなっていません。それで、おっしゃるとおり、学習指導要領、あるいは位置付けとして、法について学ぶということで、考え方を学びましょうということについては、方向性としては出てきているのですが、その部分に弁護士が関わって、大きな範囲でできているかということ、各地でかなりばらつきがありますし、われわれでもやはり実際に行っているのは年間何十件というところで、まだまだ不足だとは思っています。

そこをどういうふうにアクセス、あるいは連携していくかということについては、今まではやはり弁護士が来てくれるとはあまり学校の先生は思っていないところがありますので、やったところで非常によかったということになると、口コミで広がるというようなところがありますけれども、やはり教育委員会とタイアップというか、そういう形での連携が必要かなと思います。単位会の中で教育委員会と連携して、今度中学校の全部に行きます、あるいは高校全部 OK ですよというようなところが出てきていますので、そういう方向で各単位会いろいろ事情ありますけれども、やっていければと思っています。

主権者教育というところについても、まさしく法教育というのは、大きな意味では主権者教育なわけで、実際にどういうふうに担っていくかということですが、その選挙というところに特化したものということについては、やはり今求められつつあるなというところがありますので、そのあたりも、教育委員会のつながりが大きいのかなというふうに思っています。

(北川議長)

よろしいですか。いいですか。はい、松永委員。

(松永委員)

本当にこれだけたくさんいろいろやっというのは、私も今日初めて知りました。せっかくこれだけやっというのは、私も今日初めて知りました。せっかくこれだけやっというのは、私も今日初めて知りました。せっかくこれだけやっというのは、私も今日初めて知りました。せっかくこれだけやっというのは、私も今日初めて知りました。

でも、もう一方で、やはり法知識を広げていくという方法においては、これはちょっと狭いかなというの、感じました。例えば本当にそういう教育界と連携していくのであれば、何かフォーマットといいますか、ビデオにして、それを中心にまず取っかかりをつくとか、その最高峰にこういう甲子園みたいなものがあるとか、二段構えといいますか、そういうことが必要なのではないかなと。ちょっとこれだけでは、遍く広がっていくという印象は乏しいかなという印象を受けました。

(額田副委員長)

まさしく、われわれとしてもそういう位置付けをしまして、今まさに甲子園というような名前がありましたけれども、地域でいろいろな活動があつて、一番最初は法教育ということ自体、言葉も伝わっていないような状況の中で、イベントとしてやはり一つ打ち上げることによって、マスコミも含めて見てもらえるのではないかとということもありまして始めたところがありますので、今おっしゃった広く伝わる法教育をやりつつというところは、同じように感じているところですし、やっていきたいと思っています。その、どれだけ広げていくとか、マンパワーとの兼ね合いも含めて、これからまだまだ本当の材料だなというふうに今も考えています。

(松永委員)

そうですね、その広げていくほうは、できるだけコンパクトにいうか、さきほど言いましたように、ビデオで全国に広げられるような仕組みがいいと思います。ものすごい手間暇と大変な労力がかかっているらっしゃると思いますので、切り分けられた方がいいですね。

(額田副委員長)

そういう意味では、教員の先生でもできるようにということで教材をつくったりして、それから単位会との情報というところでも、こういうものでできますということについては、片やそういうものをつくっているというところはあります。

(北川議長)

あとはよろしいですか。10回目を迎えられるので、大変ご努力をいただいたのですが、日弁連さんの性格上、こうならざるを得ないというか、ボランタリーで、まことに結構、よくやってらっしゃいますねということ、こういう畑を耕す作業がないとできないのですが、これをもう一個ジャンプアップして制度化するとか、あるいは教育委員会、極端に言えば教育内容の指導要領の改訂につながっていくと思うんですね。やっぱり学校の先生全体が偏差値教育で、あそこの大学に何人入れたとか何とかが、絶対的な評価の対象になっていると。本当に法の教育を広めた人が評価されるかということ、実はそういうことにはなっていないというところまで、今までの日弁連さんとしての個々のご努力は本当に多し、重要なことですね。

だけでも、一つのチャンスとして10回目ということ、あるいは今回、18歳年齢の投票権とか、あるいはちょっと心配なところでもあるんですけども、いわゆる公民教育、道徳教育の見直しというのは、ピューッと右の方へ行く可能性はあるのですが、もう一方で、先ほどおっしゃったような、法の普遍的な支配がどのように行き渡るかというのは、ボツボツ重要な考えとして、日弁連さんがはだてていただいて、そして更新化とさせていただく、この9回のご努力がなければいけないと思うのですが、もう一回日弁連さんとして、もう一步ジャンプアップするチャンスかなと思うんですね。

いわゆる任期付の弁護士さんの採用という、われわれや明石の泉市長などが、激しく外部からやって日弁連さんは、失礼な言い方だけれども、殻を破っていただくというか、一歩前進いただいて、もう今100人超えたとかおっしゃって、大変な場面転換がいろいろの

機関があつて変わったわけですね。この法の教育の問題も、ご努力がなければ言えない話ですけれども、だいぶ煮詰まってきたのかなと。それで10回目という記念のイベントにもなるんだろうし、あるいは、社会の法教育のあり方、あるいは18歳の年齢で、刑法なり少年法なり諸々の関係でもあるというようなことを含めて、場面転換をするチャンスかなというのは、これは会長さんにお聞きするというか、ご決意とか、どんな感じですかね。ご行為は多とするのですが、ご行為だけじゃなしに、制度としてとか、システムか何か、ちょっとそういうことまで少し転換していただくのがいいのかなというふうには思ったんですけれど。

(村越会長)

その前提、私が聞いては何ですけれど、教材とおっしゃったけれど、教材作成というのはどのくらいやっているのか。指導要領も含めて、文科とはどういう関係か。

(北川議長)

その世界。

(村越会長)

あるいは法務省、法テラスも法教育と言っていますよね。そういう役所との連携、あるいは連携じゃなくて、対立なのかよくわかりませんが、そこら辺どんな感じなんですか。

(額田副委員長)

まず最初に、教材というところですが、これはずっと継続してつくっておりますので、単位会等に発信できるところはあります。それから他との連携ですが、法教育については、弁護士会、日弁連が一番早く法曹の中で取組を始めたということです。法教育推進協議会というところ、法務省、あるいは裁判所とも、協議を割とほかの分野よりは対立的でなく、協議はしているという部分はあると思います。

もう一つ、学習指導要領あるいは文科省との関係ということですが、文科との連携というところから発信していく。あるいは中教審に委員を入れたりとか、あるいは意見書を出すということで、政策に反映できるような、意見を発信していくことが日弁連として最も重要というところがありますので、そういう取組を行っています。

第10回でそこは契機ではないかということにつきましては、同じように思っております。ステップアップしていくために、どこか共催をしていくのかとか、大きく動くためには何が必要だろうということは、委員会の中で今議論をしていますので、また日弁連にいろいろ会内で相談しつつ、どういうふうに進展させていくのかということではあります。

(村越会長)

法教育委員会というのは、おそらく日弁連にたくさんある委員会の中で、有数の若手委員が集まっている委員会なんですね。あまり先生のようなベテランは多くなくて、若い方がすごく多いですね。

(額田副委員長)

非常に多いです。

(村越会長)

子どもが好きで、学校に行って、子どもに教えるのが大好きだという、そういう感じで、ひたすらボランティア精神なんですね。それはそれでいいのですけれども、おっしゃるとおり、もうちょっとこの、

(北川議長)

ランクアップがちょっと要る。

(村越会長)

制度化とかいうことを考えると、とてもいいことを楽しくやっているけれど、それだけでは限界があるので、これからの関係機関との連携と書いてありますが、やっぱりこれは嫌でも法務、法テラス、文科との連携の中で大きなことを考えていかなければ、そういう予算もつけていかなければ、われわれだけでできるのは、この辺に棒振ったくらいところで止まってしまうというふうに思っておりますので、大変貴重なご意見をいただきまして、できるだけ双方向にもっていきたいなと思っています。

それから、高校生のこの選手権は、本当にイベントとしては非常に、日弁連がやるイベントとしては珍しく上等というか、人気のあるもので、ずっと湘南白百合という女子校が独走していて、女子高生みんな憧れてというか、みんな票をそこに入れてしまう。ようやくはじめてここでないところが優勝できたという画期的な、余計なことばかり言うような気もしますが、あり方も変えていく。ちょうどそういうときなんだというふうに思いますね。

(中川委員)

参考になるかどうか、知りませんが、大学レベルで交渉コンペティションというのをご存じですか。椛嶋先生、ご存知だと思っただけけれど、相当これは手広くやっけていまして、もう何回ぐらいなるか、20回以上なるんですかね。それで、各地の大学、それから国外からも数校来るんですけれども、日本語と英語と分けまして、交渉コンペをやるんですよ。ある一つの課題を出しまして、これが非常に実務的で、司法試験よりずっと難しいんですよ、問題が。その問題をAとBとのクラスに分かれて、お互いに交渉をします。それから仲裁判断。交渉と仲裁と両方ありまして、交渉組と仲裁組とでディスカッションをやって、そこへ実際の裁判官、学者、実務家が審査員で出席をして、それで優勝を決めるという、コンペティションで、非常に学生の間では有名になっています。

これ誰がスポンサーになっているかという、ある財閥なんですね。財閥グループなんです。これがお金と若干の人を出しまして、会場とかは各地の大学、それからマンパワーはボランティアの先生方。問題をつくるのも先生なんですけれどもね。そこへ弁護士さんと裁判官とがボランティアで参加するというスタイルの組織で、何か非常に雰囲気がいいというか、みんながやろうという、こうなっているんですよ。ですから、ああいうものを一つ参考にされると、非常にいいのではないかなというふうに思います。ホームページ

ででかいのが出ていますから、問題まで出ていますし、もうそろそろ今年の問題発表するかな。バーツと全国に発表しまして、それで大学を募りますから。大体 15、6 校、今参加している。毎年増えていって。

(村越会長)

ありがとうございました。ぜひ、勉強させてもらって、よろしくお願いします。

(北川議長)

神奈川県だったと思うんですけど、模擬投票を条例化したんですよ、神奈川県で。高校生ですけどね。極端にはそういうこともひょっとすると、社会教育全般、あるいは法教育で可能かもわからないので、弁護士の先生方がボランティアに一生懸命やっていたくのは、本当に多としますけれども、もう一個何か制度的な面、法律的な面、あるいは予算的な面で踏み込んでいただく、10 回も迎えられたら、そのキャリアは十分あると思うので、よろしくということで、次に行かせていただきたいと思います。それでは、額田副委員長さん、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたしますと思います。

(北川議長)

それでは続きまして、椛嶋裕之法科大学院センター副委員長さんにご説明をいただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

(椛嶋副委員長)

今日の議題 1 の法教育推進等の「等」というところなのですが、弁護士志望者増加に向けた取組について、ご説明をさせていただきます。資料 22/47 から、先ほど、会長及び三宅副会長からご説明がありました法曹養成制度改革推進会議決定が入っております。

これの一番最初、22/47 の「前文」のところを見ますと、例えば 4 行目の終わりのほうから、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている、本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ云々という記載があります。現在、法曹の志望者自体が非常に減ってしまっているということに対して、われわれ日弁連も大変な危機感をもって取り組まなくてはいけないということで、様々な取組を行っているところです。

先般、京都大学の名誉教授の佐藤幸治先生が、「立憲主義について」という書物を公表されておりますが、そこでは、各国の立憲主義確立の歴史を論じた後に、一番最後の章のところ、この立憲主義の担い手としての法曹、とりわけ弁護士というものに対する期待を論じていただいております。法曹の役割、いろいろありますけれども、最初の会長の挨拶にもありました昨今の社会状況を見ますと、われわれ法曹は、立憲主義の担い手として、しっかりとした役割を果たしていくことが必要ですし、そのためにもわれわれの後継者をきちんと養成していくことの重要性は、非常に増してきているのではないかと思います。

翻って、このレジュメの 1 の二つ目の「・」になりますが、われわれ弁護士は自分たちの後継者の確保に向けて、真摯な努力を行ってきたのかということ、おそらく 10 年前、法科大学院制度が始まった頃、弁護士のなり手がなくなってくるのではないかということ、

全く予想していなかったと思います。一部の先進的な学者には、法科大学院制度が安定していかないと、放っておいてもみんな司法試験を目指すといった状況ではなくなってくるよという警鐘を鳴らしておられた方がいらっしゃいましたけれども、われわれ法曹界としてはそのような時代が来るということは、当時は考えてなかっただろうと思います。この法曹志望者の減少への対応として、推進会議決定にあるような様々な制度的改革は当然必要ですけれども、それだけで足りるものではないと思います。多くの若い弁護士は、一昔前に比べると、経済的な安定という面ではいろんな課題も抱えながら、でも、生き生きとした弁護士活動をやっていますし、自分たちの後輩にこういうやりがいのある弁護士の仕事をやってほしいというふうに思っております。そういうものをぜひ発信していく必要があるのではないか、そういうことで、まずは法科大学院センターという委員会の中で、そのような取組を昨年度あたりから本腰を入れて始めました。

私は弁護士になって25年を超えたロートルですけれども、この活動を行っている弁護士のほとんどは、法科大学院出身の若手の弁護士です。今日の資料で申しますと、(1)から、時間の関係もありますので簡単にご説明しますが、「弁護士になろう！！★8人のチャレンジ★」という、このパンフレット、これは昨年、発行しました。様々な分野での弁護士の活躍、法科大学院出身の若手弁護士の活動というもの、それが従来の、法廷を中核とした紛争解決だけではない様々な方向で広がっていることを理解してもらいたいというパンフです。例えば病院のインハウスとして働いている弁護士とか、被災地で頑張っている弁護士とか、任期付公務員で頑張っている弁護士とか、あるいは政策秘書で頑張っている弁護士とか、そういう様々な弁護士の活躍を取り上げております。

このパンフレットが結構好評だったことで気をよくしまして、今度は動く絵をつくらうということで、PR動画を作成いたしました。これは後ほどギュッと縮めたものを2分間ほど、こちらで上映させていただきます。

それから、第3点、これは法科大学院の全国キャラバンというものです。今日の資料で申しますと、31/47、主催は法科大学院協会ですけれども、日弁連も共催団体となり、法科大学院の先生方と一緒に準備を進めております。「なぜロースクールで学ぶのか」と書いてありますけれども、内容は、ロースクールのことさることながら、様々な分野で弁護士、あるいは裁判官、検察官がやりがいをもって頑張っていることを伝え、法科大学院を多くの方が目指してもらいたいということでやっております。

法科大学院の先生方は、法曹の後継者を養成すべきだという熱意にあふれている先生方というのは、実は必ずしも多くはないんですけれども、でもこういう取組をやることで、法の支配、立憲主義の担い手を一緒に育てていこうということで、法科大学院の先生方にも呼び掛けながら、こういう取組をやっております。

また、(4)です。各種メディアへの働きかけということで、ぜひ井田委員にもアドバイスいただきたいのですが、最近弁護士、あるいは法曹養成をめぐる新聞記事というのは、どうしてもいろんな問題点の報道が中心になっているように思います。もちろんそういう課

題はいろいろあるわけですが、他方で、いろんな積極的な発信ということに関して、もう努力していくべきではないかということで、あの手この手で、渋る記者の方々に会ってもらったり、一回お酒を飲みましょうよなどと呼び掛けながら働きかけをしております。

最近では、朝日中高生新聞がいち早く取材していただきまして、33/47、34/47、今日の資料に出ていますけれども、「育て法曹」という見出しの記事が出ました。これは法教育の取組とセットで、明るいところは一面で、その裏の二面では、新司法試験の受験者の減少という現象がありながらも、右下では、「活躍の場を広げる試み」という見出しで、企業内弁護士の紹介とか、あるいは左側のほうでは、法曹のやりがい伝える会ということで、先ほどのキャラバンの記事も書いていただいているところです。

あるいは、これは企画中ですが、毎日新聞で、毎週一回「キャンパる」という、学生記者さんたちが一面の大半を使って記事をつくるというコーナーがありまして、その中で、この法曹養成の問題を取り上げられないかという相談をしまして、この間、学生記者の方々といろいろ意見交換したりしています。

今後の活動ということで様々なことを考えております。先ほどお話しがありました法教育委員会。これは法曹の後継者を確保するための委員会ではないということは十二分に承知しておりますけれども、しかし、現場の中学校、高校などと最も接点を持っている委員会でもあるかと思っておりますので、そういう取組の中の最後の5分ぐらい、こういうことにも少しお時間を頂戴したりできないかなとか、社会人あるいは中高生、あるいは大学の主に1年生、2年生に対しても。さらには高校の進路指導の先生なども、法学部に行って、弁護士になっても、あまりいいことないよ、やめておきな、みたいな指導をされることがあるとも聞いていますし、子どもが法科大学院に行こうかなと思っても、お母さんにやめておきなさいよと言われてたりするということもあるようですので、いろんなところでいろんな手段で働きかけをしていきたいと思っております。

私からの説明はとりあえず以上です。

この「弁護士になろう☆私のゲンバ☆」、これは全体は「予告編」で、その予告編をさらに2分に縮めたものです。これは現在日弁連のホームページにアップしておりますし、またDVDに焼いて、高校も含めて配布したりしています。ぜひ広報にもご協力いただければと思っております。ではお願いします。

(「弁護士になろう☆私のゲンバ☆」視聴)

(北川議長)

どうもありがとうございました。ただいまのご報告について、それぞれ委員の皆さんからご発言をいただければと思いますが、いかがですか。

(長見委員)

今のようなのがテレビコマーシャルに出せるといいですね。

(村越会長)

いくらかかるのか。

(長見委員)

そうですね。

(井田委員)

椛嶋先生がおっしゃったのと私も同じ感想を持っていて、ロースクール制度が始まったときに、法曹になりたいという人が減っていくということは、ほとんど予想していなかったもので、むしろ逆だと思っていたので、なかなか難しいなと思いつつも、結局やっぱりいかに法律家の人たちが社会の基盤づくりということに役立っているかということが浸透していけば、その仕事は大事なんだということで、やっぱり永遠に人気商売じゃないということにはならないと思うんですね。やっぱり仕事の性格ということを考えるときに。そういう意味では、私は新聞社で働いているんですけども、そういう新聞の紙面を見ていて、法律家の人、弁護士さんに限らずですけども、法律家が全く出てこない新聞というのも、そういう日というのは意外と少ないということをおもいますと、やはり現役の方々がこういう活動をしているというふうにしっかりアピールされて、またアピールしなくても、そういう形に残る仕事をされていくということで、じわじわと浸透していく力というのは、すごく強いのではないかというふうに感じています。

(北川議長)

よろしいですか。どうぞ。

(長見委員)

すごく希望者がだんだん減っていくという原因というのは、何なんでしょうか。試験が難しすぎるとか。

(椛嶋副委員長)

この間の日弁連の意見書等では、三つの要素があるだろうとしています。一つは司法試験の合格率が思ったほどになっていないという、低い合格率の問題。もう一つは、頑張っただけで合格して法曹資格を得ても、ひと頃のように弁護士になれば、当然どこかの事務所に入れるという状況ではないという、就職難の問題。

それから、合格率が低く、就職難があるという中で、その割には、法科大学院に入って時間もかかるし、経済的にも負担がかかる。さらにはその後、司法試験に受かった後の修習の中でも、従前は給料がもらえていたのが、貸与制に変わるという、時間的、経済的負担の問題。その三つの要因が、この間弁護士会の中で議論されてきているところかと思えます。

(北川議長)

囲碁の世界で、「ヒカルの碁」というマンガが出たら、あっという間に増えたという場面転換は、さっきの先生方の、これもなかなかいいですね。そうだねということにはなると思うのですが、全然場面転換で、ヒカルの碁でワースト増えたという、われわれはちょっと考えられない世界ですけど、本当に増えたらいいですね。どうですか。

(村越会長)

われわれも、さっき何か本と言ったけれど、マンガを具体化しているのですか。

(春名事務総長)

「海猿」という映画とかテレビ、海上保安庁を希望する人が増えたという話がありますよね。

(北川議長)

ああいうことですよ。

(春名事務総長)

ああいう感じで、法科大学院になってからいろんな人が来ていることは事実なんですね。法学部以外からとか、いろんな社会人経験があるとか、いろいろな経歴のある人。その中に、ちょっとおもしろい人がいて、そういう人をマンガの題材にできないかという、某出版社と今打ち合わせをしたりして、いろんな媒体で訴えていかないといけないというところは考えております。

(村越会長)

小学校、中学校の学校の図書館にマンガをお送りして、お子さんに読んでもらうとか、映画つくるとかいう話はなかったですか。お金さえあれば、何億かあれば。

(北川議長)

多分そういう世界かもわかりませんよ。場面転換というか、トレンドが変わるといのはね。

(椛嶋副委員長)

実は、この法科大学院センターのチームの中でも、一時、水谷豊の「相棒」というテレビドラマがありますよね。その「相棒」で法科大学院を取り上げてもらおうプロジェクトというのをやってみたんですけども、なかなかメディアのほうは、そういうものを取り上げようとはなってくれない現状があつて。つまり、マイナスイメージの取り上げ方なら非常に取り上げやすいけれども、そうでない取り上げ方というのは。どう取り上げたら視聴者が楽しみながら、自然にそういうことを呼び込めるかというのを、具体的に出してくれというので、いくつか出したりしたんですけども、なかなかそうだねと言ってもらえなかった。われわれの力不足がありますけれども、まさに議長がおっしゃるようなことを取り組まなければいけないと思っています。

(北川議長)

私の4歳の孫が、すべて錦織圭なんです。あれ多分小学校か中学校入ったら、テニスクラブに入ると思うんですね。そういうことかもわかりませんね。そういうのも真面目な先ほどの映画もそうなんだけれど、よろしいですか。

(中川委員)

これは非常に奥の深い問題ですね。マンガではちょっと解決できない。一時的なことにはなるでしょうけれども、根が深いから。とりわけここ法科大学院が発足して以来、ネガティブなことばかりが重なりまして、ポジティブな面がなかったじゃないですか。それが

非常に一般市民の中に、またマスコミもそれ強調して取り上げますから、法科大学院制度そのものが、ちょっと具合が悪いんじゃないかとか、弁護士さんもなったって食えないとか、そういうのが定着してしまったような感じがあって、これ挽回するというのは、そう容易ではない。要するに魅力がなくなっているわけですよ。法曹に対する。

だからやっぱりこれは仕方がないですよ。そうかといって、嘆いても仕方がない。やっぱり一からやり直さなければいけないんじゃないかなという相当労力のかかる問題じゃないかなと思いますよ。その一つは、何となく弁護士像というものが、昔と、法科大学院の発足する前と今とあまり変わっていないんですね。やっぱり何となく、ちょっと語弊があるかもしれないけれども、弁護士さんというのは胡散臭いと。胡散臭いというか、庶民の味方、本当にそうなのかなという、そういうちょっと胡散臭さを伴った正義の味方みたいなイメージを一般市民の方は持つておられますよね。だけどそれはそうじゃないんだということを払拭しなければいけないですね。

そのためにはやっぱり僕は律し方だと。特に偉い人とか偉い会社ほど、ちょっとした欠陥が100倍、1,000倍で評価されちゃうんですよ。どうでもいいような人が少し何かやっただって、どうってことないんだけど、それまでずっと立派にやってきた人、あるいは会社がちょっとやると、全部信用がなくなってしまう。東芝問題などもそうですよね。そういう面がありまして、弁護士さんなどもそうなんです。医者もそうだと思うんだけど、だから、やっぱり最近増えています成年後見人の使い込みとか、ああいうものが1、2、3とあると、もう全部だめだというようなそういうことになりかねないし、また現にそういうふうに言っている人もいますよね。

だからああいう場面で、どれだけ自分の身を厳しく律するかというのが、非常に大切で、これだけビシッとやりましたということをやっぴりきちんと世間に伝えるということが、信用回復の非常に重要なやり方なのではないかなと。何となく刑事告発はやめたと。お金は返したからもう刑事告発はしません。しかも、内輪の処分でしょう。処分だけして、業務停止何か月にしましたというのでは、ちょっとやっぱりこの時代、市民感覚とズレがあると思うんですよ。普通ならば、きちんとそこら辺をやられちゃうのに、何で弁護士さんはそうなのかなというところが、ちょっと残りますよね。

そういうものが重なっていくと、やっぱり何となく胡散臭いというか、適当にやっているなという。だから、本当の信用回復というのはしんどいんですね。しんどいことをするということが大切だと思っていまして、それだけの問題じゃないけれども、一からもう一遍よく考えてみるというのが、大事なんじゃないですかね。というふうに、私はこの問題はそういうふうだと思うんですよ。損をしていると思うんです、いいこといっぱいやっているのに、ちょっとしたマイナス面で全部だめにするという、そういうところがありますから、すごい損をしているような気がします。

(北川議長)

あとはよろしいですか、次へ移らせていただいて。

議題②司法アクセス改善に向けた取組について

(北川議長)

それでは、次の議題に移らせていただいて、第2番目の議題で、「司法アクセス改善に向けた取組について」を検討させていただきますので。

それでは第2の議題として、次に移らせていただきます。それでは早速でございますが、まず、長田正寛副会長、伊藤明彦日弁連リーガル・アクセス・センター事務局長、高橋太郎司法支援センター対応室長にそれぞれご説明をいただきたいと思っております。それではよろしく願いいたします。

(長田副会長)

副会長の長田と言います。よろしく願いいたします。日弁連の法律相談センターというところの担当をしております、今日は、35/47に、「法律相談センターのインターネット予約サービスの開始にあたって」という資料を配付させていただきました。そこで、このネット予約の仕組みを若干ご説明させていただくことにいたします。

まず、この表題の法律相談センターというものがありますので、これは多分あまりよくわからないのではないかと思います。若干、そのご説明だけさせていただきます。通常はユーザーの市民の方々が、法律問題に直面したときに、普通は法律事務所にご自身で行っていただいて、いろんな相談をして、事件の依頼をするという、そういうルートをたどりますけれども、市民の方が直接法律事務所を訪ねていくというのは、なかなか大変なことで、ストレートにはいかないというところがあって、概ね四、五十年前に、各弁護士会で設置運営する法律相談所というものをつくり出しました。現在、数は、全国の52の弁護士会に概ね300ぐらいの法律相談センターというものを設置して、そして市民の方々からの法律相談のご要望にお応えしているという状況でございます。

このセンターを設置して、いろいろ相談に当たって以来、概ね相談件数は右肩上がりですとずっと推移してきました。特に、平成19年ぐらいまで、ずっと相談件数が多くありまして、平成19年のあたりが大体全国で三十数万件の法律相談を処理しているという実績でございました。

ところが、現在、その右肩上がりだった相談件数が、19年を境にして減ってきてまして、現時点ですと、相談件数が十数万件に今落ち込んでいて、半減以下になっているという状況でございます。相談件数が減少してきている原因は様々な要因があって、一口に言えないところがあるんですけども、弁護士会のこの相談センターに困っている市民の方々が、なおアクセスしやすいようにということをもたここ数年検討して、その回復に努めているという状況でございます。

そんなところで法律相談センターというのがあって、そのアクセスを改善するためにいろんな方策をとっているのですけれども、その一つが、今日議題にさせていただきましたインターネットを使って予約をしていただくというサービスの展開でございます。各52の

弁護士会で法律相談センターをお話ししたとおり、設置しておりますけれども、日弁連が窓口になってホームページ上でインターネットで法律相談を予約できるというページを作成して、そこを広報して、全国の必要な方々に、そこにアクセスをしていただいて、アクセスしていただいた方、その市民の方々を全国の弁護士会の法律相談センターに誘導して、地元の法律相談センターで相談を受けていただくためのシステムということになります。

なぜ、こういうシステムをすることにしたかという、そういうことになると、ネット時代に今なっています。ネットを利用して予約をしたいという要望が当然出てきますし、弁護士、法律事務所の情報も、ネットを前提にいろいろ情報が出ているという、そういう時代になっていまして、その肝心の各センターの予約のシステムを日弁連がこのページをつくって、ユーザーを募って、それを地元の弁護士会で予約につなげていただくということでございます。

開始は、35 ページの下のほうに記載してありますけれども、ひまわり相談ネットという通称名で URL をつくって、10月5日から開始する予定でございます。9月16日にプレス発表する予定ですが、開いていただくと 36/47、37/47、38/47 に、実際のひまわり相談ネットの画面をご紹介します。簡単なお説明をいたしますと、ユーザーの方が、36 ページのひまわり相談ネットというところにアクセスしてくると、その日本全国の各地域の図面が出てきます。それぞれ例えば北海道の方がここにアクセスしてきて、この場面を見ると、北海道のところをクリックして、次に出てくるのが 37/47、上のさらに各地の法律相談センターが、ここでは地域のホームページになっていますけれども、実際に北海道の次の、北海道内の法律相談センター、各弁護士会のそのページが表示されて、そこに最終的にアクセスすることになりますけれども、まず日弁連のホームページにアクセスしてきた段階で、この 37 ページの相談される方が、必要な情報をこの日弁連のホームページ上で日時、相談の種類、そういうものを全部選択していただいて、その上でページと言うと 38 ページの一番上で、最後の必要な情報を入力し、申し込みしますというふうに表示されていますけれども、日弁連の画像上で相談希望された方が、必要な情報を全部入力してそのボタンを押すと、希望されている各地の法律相談センターにその情報が移るということになります。

各地の法律相談センターは、その予約の申し込みを受けて、実際にその相談の種類、日時等確認して、その上で相談の予約の回答をその市民の方々に、このメールを返信するという形か、あるいは直接電話で応答して、予約をしていただいて、そして、実際の相談をしていただくという流れになっております。

メリットとしては、今まで法律相談センターという単位会にそれぞれの市民の方々がアクセスするということになっていましたけれども、通常は業務時間が限られていますので、例えば9時から5時までの間ということをお願いしてきたものが、ネット予約になると、24時間対応で予約ができるということ。それから、法律相談される方の年代別の集約でいくと、なかなか20代、30代の方というのはあまりウエートは大きくないので、その方々が

今ネット世代になっているという現状で、そこら辺の方々も法律相談センターの相談を受けていただくというメリットが見込まれるということで、こういう予約のシステムを始めるといことになりました。

なかなかすぐ需要は出てこないというふうには思いますけれども、広報を周知すれば、必ず今この時代にあった予約のシステムですので、普及して数年後、10年後ぐらいには、こういう予約形態が主流になるのではないかというようなことを想定して、このシステムを行うことにいたしました。

大体説明は以上でございます。

(北川議長)

ありがとうございました。続いてご説明いただけますか。

(伊藤日弁連リーガル・アクセス・センター事務局長)

日弁連リーガル・アクセス・センター事務局長を仰せつかっております伊藤明彦と申しますが、弁護士保険制度につきまして、ご説明を申し上げます。資料は、39/47 以下でございます。弁護士保険（権利保護保険）という名称の制度がございますが、これはそもそも何かと申しますと、いわゆる弁護士費用特約ですとか、弁護士費用補償特約などの名称で、自動車保険の特約という形で販売されている保険商品のことでございます。

日弁連では、その総称を「弁護士保険」というような言い方をしております。その中身ですが、補償対象になるケースというところに書かれてはいますが、自動車事故などの偶発的な事故において被害者となった場合に、当然のことながら加害者に対して損害賠償請求などの法的措置ということを検討することになるわけですが、そうした法的措置を弁護士に委任した場合に発生する弁護士費用、あるいは訴訟費用などが、この保険に入っていれば保険で賄われるといった仕組みを指しております。

補償される被保険者の範囲としては、契約を結んだ契約者ご本人はもちろんですが、保険商品によっては、同乗者の方ですとか、あるいはご家族の方もこの補償されるという仕組みでございます。

めぐりまして、日弁連リーガル・アクセス・センター、私はそこの事務局長ということなのですが、ここは一体何をやっているのかと申しますと、書かれておりますように、弁護士会が運営する弁護士保険制度に関し、その運営を担う一委員会になります。なお、日弁連が運営する弁護士保険制度は、2000年10月1日に発足しております。

では、こうした制度が一体どういう意義を持つのか。特に司法アクセスという点について、どのような意義を持つのかということが、40/47 の下段の方にまとめさせていただいております。司法アクセスといった場合に、相談できる弁護士が身近にいるかというところが、一義的には出てくるわけですが、知り合いの弁護士がいたとして、あるいは何らかの形で弁護士にアクセスをできたとしても、実際に訴訟なりの解決手段に踏み切るのに、弁護士費用がそれなりにかかってしまう。そうすると、その費用を捻出するのが難しいといった場合においては、そこで法的救済を受けることを諦めなければいけないといった事態

が、過去にはいくつか見受けられました。

この弁護士保険制度に加入をしていれば、年間数千円という保険料、比較的低額といていいような金額の負担で、いざというときには、弁護士費用のサポートを保険会社から受けられるというところがございます。弁護士会が運営している弁護士保険制度の特色としては、少額事案であっても受ける、ということになっております。

その結果、先ほど申し上げました司法へのアクセスの改善といった点で、費用面におけるアクセスの拡充が実現できるようになり、被害者の泣き寝入りといったことを少なくすることができるという制度であるという位置付けができると思います。そして、日弁連が運営する弁護士保険においては、費用の面だけではなく、仮に、知り合いに弁護士がいないといったような場合でも、日弁連、弁護士会から弁護士の紹介を受けることができます。つまり、費用の補償を保険会社が行い、弁護士が見つからないという方には、弁護士を紹介できるといった二つの大きな柱のサービスとなっています。

先ほど来、弁護士会が運営する弁護士保険制度という言い方をしておりますが、実は、この保険自体は、2000年よりも前に、いわゆる弁護士費用特約という形で各損害保険会社が販売、あるいは開発していたという経緯があります。2000年にこの制度を日弁連が発足させた意義は、弁護士会が保険会社と協定を結び、協定を結んだ保険会社に関しては、先ほど申し上げましたように弁護士を紹介するというサービスが可能であるという仕組みをつくりあげたということでございます。

今、日本の損害保険会社が何社あるか、私も必ずしも定かではないのですが、おそらく一般社団法人日本損害保険協会というところに加盟している会社は、26社ぐらいの数と認識しておりますが、そのすべてが日弁連と協定しているわけではございませんが、後ほどお示しするように、大手損保会社をはじめ、様々な保険会社が日弁連との協定に参加していただいています。

逆を言いますと、日弁連と協定をしていない保険会社については、弁護士会が弁護士を紹介したりするというサービスはしていないということでもあります。

こうした弁護士保険制度の特徴ということにつきましては、41/47の上段でございますように、弁護士会が関わることで弁護士紹介が全国的に可能になるということがございます。各都道府県の単位弁護士会を通じて、依頼者の地域にある弁護士を紹介することが可能でございます。また、保険金支払基準の尊重ということがありますが、弁護士費用につきましては、近時は依頼者と弁護士の間で自由に契約できるようになってはいますが、昔は日弁連に報酬等基準規程という基準がございまして、その基準に則って計算をして、弁護士費用を算定するということがほとんどの事例で行われていたかと思えます。現在、それは自由な契約の下に決めるということになっておりますけれども、この弁護士保険の制度に関しては、やはり保険会社が手続決済をして支払うという側面がありますので、協定会社等と協議の上、保険金支払に関して問題がない範囲の基準を設け、これに従って弁護士費用を目安として算定し、弁護士も協定会社もその結果を尊重する。尊重するというのは、そ

の基準を準拠して、弁護士費用を計算していただくということをお願いしているところがございます。

また、もう一つ特徴的なのは、時間制報酬方式というものを一般的に導入しているということです。弁護士の費用で、非常になじみ深いのは、経済的利益に基づいて算出される着手金であったり報酬金です。一般的なやり方ではあるのですが、この弁護士保険につきましては、自動車保険の特約という関係で、交通事故事案が圧倒的多数を占めます。交通事故の場合、被害額そのもの自体は非常に小さい物損事故なども、弁護士が多く受任して被害者救済を図るべきという、そういう体制にする必要があるものですから、こうした少額物損事案でも弁護士が受任できるように、執務時間に応じた報酬金を計算する時間制報酬方式というものを導入しております。

弁護士紹介等の手続の流れは、こちらをご覧くださいと思います。具体的な協定会社数、あるいは弁護士保険による弁護士紹介件数が、どのように推移しているのかというのが、42/47 上段、あるいは下段のほうに表ないしグラフ化させていただいておりますが、今現在、協定をさせていただいている保険会社はこちらの 13 社の損害保険会社、あるいは共済組合等という状況でございます。

2000 年から始まりまして、当初協定保険会社数は 1 社のみでございまして、弁護士保険販売件数という数字と LAC 取扱件数、LAC 取扱件数というのがいわゆる弁護士が弁護士保険によって委任を受けた件数ということでございますけれども、2004～2005 年あたりまでは、あまり活用されていない状況だったのですが、2007 年あたりから、協定をされた会社が増えたことに伴いまして、取扱件数も増えております。その後、年々増えることはあっても、減ることはないという状況が続きまして、2013 年には LAC 取扱件数が 2 万件を超えたということで、この件数は今後も増加することが予測されるところでございます。

ひいては、このように弁護士保険という制度を活用して、と正しい法的な対応に基づく被害者救済を求める。そういった市民の方の意識が、この制度を通じて変わってきていると。ついては、司法アクセスが、この分野に関してはだいぶ拡大してきているのかなという分析をさせていただいているところであります。

最近のトピカルな話題としましては、43/47 にあげております。自動車保険の特約として販売されていったという経緯がありまして、ほとんどの弁護士保険事案は、自動車事故関連のものが主流でございましたが、最近、保険会社が開発して発売した商品の中には、そういった自動車事故だけではない、より広い法分野をサービスの対象とする商品といったものを販売するという例が始まってきております。

具体的には、昨年 11 月に新規に協定を結びましたプリベント少額短期保険株式会社という会社がございます。こちらは、日本ではじめて単体型の保険商品、つまり特約ではない、単独としての保険商品を発売してということで注目された会社であります。この会社は民事事件全般に対象範囲を拡げているということが特徴的でございます。

それから、非常にこれは真新しいトピックなのですが、先月公表されたのが、損害保険

ジャパン日本興亜株式会社の商品でございます。こちらは単体型ではない、従来の特約型という販売方法ではありますが、ここに書かれておりますように、被害事故に始まりまして労働まで6つの分野に関する法的トラブルに拡大した商品を団体向けに販売予定です。こちらはまだ販売予定でございますけれども、本年12月から販売開始予定と書かれていますが、販売はそれより早まるかもしれない、あるいは、運用開始時期としては、本年12月として考えているということで、弁護士会のほうも体制を整える検討をさせていただいているところでございます。44/47以下に具体的な損保ジャパン日本興亜の新しい商品の解説書がございますので、こちらをご参照いただければと思っております。

以上のように、今までは交通事故という分野だけではありませんでしたが、様々なデータを見ますと、それまで泣き寝入りで終わっていたのではなかろうかという事案であっても、簡易裁判所なり、地方裁判所なりで審理されて、正しいであろう解決に導かれているといったケースが増えてきていると。そういったケースに弁護士が関わっているという比率も非常に高まっているということで、司法アクセスの大きな一面を担うとして育ってきているし、またこれからも育てていかなければいけないと位置付けております。私のほうからは以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。

それでは、日本司法支援センター対応室さんをご説明いただけますか。

(高橋日本司法支援センター対応室長)

私、高橋のほうからは、日本司法支援センター（以下「法テラス」といいます。）のこの間の状況、特に民事法律扶助の関係に関する状況について、ご説明します。資料47-2-4と47-2-5というものです。法テラスの民事法律扶助というのは、ご存じのように、資力が乏しい方に対して、弁護士の費用を国が援助するという制度です。今までのお話の中で様々出てきていますけれども、司法アクセスの枠組みの中では、大きく三つに分類されていると言われていまして、一つは自助と言われるもので、これは自ら助けるということで、自分で費用が払える方は、自分で弁護士を見つけて払うというものです。二つ目は共助というもので、これは共に助けるというもので、典型的な例は直前にお話しいただいた弁護士保険の制度です。最後が公助といいまして、公に助けるというもので、これは費用等が全く負担できないような方、負担が困難な方に対して、これは国と公の機関が負担するというものでして、各国に同じような制度があるのですが、我が国の場合は、現在法テラスが民事法律扶助という形で制度を設けているということになります。

ただ、この民事法律扶助につきましては、もともと国が決めたというわけではございませんで、古くは戦後すぐに、私たち日弁連の先輩の会員が、法律扶助協会というものを立ち上げまして、その後これが財団法人化しまして、国から補助金をもらうという形ですと事業を続けてきました。

ただ、補助金も非常に少なく、2000年（平成12年）に日本ではじめて民事法律扶助

法という基本法ができたのですが、このときようやく 10 億円の単位を超えまして、18 億円の国からの補助金が出たということになります。その後、2004 年（平成 16 年）に現在の総合法律支援法という法テラス等の運用を規定した法律ができまして、2006 年（平成 18 年）に法テラスが 10 月に開業して、現在に至るということになっています。

資料の 47-2-4 をご覧いただきますと、このうち、様々項目がありますが、運営費交付金と書かれている項目がございますが、この部分が民事法律扶助に充てられている費用、国から支出されている費用になります。

こちらをご覧いただきますと、2006 年度は、2006 年 10 月から業務を開始していますので少ないですけれども、その翌年、2007 年度をご覧いただきますと、運営費交付金が 100 億円を超えているということになります。その後、47-2-5 をご覧いただきますと、同じように、2010 年から運営費交付金は 150 億円を超える 160 億円ほどになってきますが、その後 2011 年から 2012 年をピークに微減状態にきているというのが現状でございます。

2009 年から 2010 年までの間に 50 億円ほど増加しているのですが、これは様々な要因がございます。この間非常に民事法律扶助の利用件数が法テラスの認知度も高まって増えてきたということがあったりとか、あるいは政治的な要因ですと、民主党政権に政権交代しまして、この部分について、非常に手厚い政策がとれるようになってきたというような客観的な情勢もございまして、予算が一時的に増えましたが、その後現在、ここ数年は微減状態が続いていると。直近で平成 28 年、次年度の法テラスの予算が、概算要求の段階ですけれども、法務省のホームページで公表されているのを拝見しますと、現在のところ、細かいものはまだ出ていませんけれども、おそらく同水準か微減程度なのかというような状況でございます。

現在はこういったところでして、2011 年から 2012 年以降、ここ数年間は頭打ち状態が続いている中で、日弁連としても、どうこの分野を拡充をしていくのかというところが、非常に課題になっておりますし、また法テラスあるいは法務省とも予算を拡充していく、範囲を拡げていくというところが、非常に大きな課題となっているというところでございます。私からは簡単ですが、以上です。

（北川議長）

お三方の皆さん、本当にありがとうございました。それではこの件に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら、委員の皆さん、ご発言をお願いいたします。どうぞ。

（中川委員）

質問よろしいですか。この保険の件ですけれども、これは被害者のための保険ですね。交通事故などは、おそらく被害者おれば加害者もおるわけですが、加害者のほうは、被保険者にしないというのはどういう理由。

（伊藤事務局長）

加害者の側につきましては、また弁護士保険とは異なる賠償保険、責任保険というものが従来販売されてきておりまして、契約者の方が事故を起こして加害者になってしまった

という場合は、そちらの保険によって防衛活動の費用なり、あるいは実際の被害者にお支払いする被賠償額なりが補償されていると。

(中川委員)

それは自動車保険とセットになっているんですか、賠償保険も。

(伊藤事務局長)

そうですね。自動車保険って、どこの会社も総合保険という形で販売されているのが多いと思うのですが、主体となるのは、対物・対人というか賠償保険、それと自分が傷ついていたときの人身傷害保険ですとか、車両保険なのですが、この弁護士保険はそこにオプションとして付けられる保険なので、希望される方はその特約に入って、簡単に言うと加害者になったときも被害者になったときも、保険会社からそういったサービスを受けられるという構造になっております。

(中川委員)

それと、弁護士報酬なのですが、これは適当な弁護士さんを紹介してもらえるとということまでであって、報酬については、全く一般のルールと変わらないということですか。それは、そこも少し優遇というか、カバーされるということですか。

(伊藤事務局長)

大きな原則としては、弁護士と依頼者の方が、委任契約の際に決める費用が、弁護士費用ということになりますけれども、弁護士保険から払われるのは、先ほど申し上げた基準を尊重した弁護士費用です。仮に委任契約での弁護士費用がその基準による金額を超える場合は、その部分は自己負担ですよというような仕組みをとっております。

(中川委員)

では、一定額は保険でカバーされるというシステムになっている。

(伊藤事務局長)

という考え方なんです。

(中川委員)

そうなんですか。

(伊藤事務局長)

その保険金支払基準というのも、従来私どもには馴染みがあるというか、過去に使われていた旧報酬等基準規程とほぼ同じ水準のもので運用しているということになっておりまして、協会会社さんにはその保険金支払基準を尊重していただきながら運用させていただいているということです。

(中川委員)

わかりました。

(北川議長)

あとはいかがですか。

(中川委員)

もう一つだけ。全然違うことで申し訳ないんだけど、法テラスのほうの予算ですが、受託事業費収入というのがありますよね。これは、日弁連さんの受託なんですね。

(高橋室長)

そうです。日弁連が新しく受託している、

(中川委員)

ということは、この170何億、白書のほうを見ているのですけれども、全額日弁連から出資されていると。出資というか、出捻されていると見ていいのですか。

(谷事務次長)

収入のところに受託事業収入という項目があります。

(中川委員)

そうそう、受託事業収入という、法テラスから見て、受託事業収入というのは、日弁連から全額？

(谷事務次長)

これは日弁連から委託しているものと、国選弁護も裁判所から委託を受けているということになりますので、その両方を含んでということです。

(中川委員)

国選と、その割合はどれぐらいに。

(谷事務次長)

これは、下の支出を見ていただければ、受託事業経費の国選弁護人確保事業とその下の日本弁護士連合会委託事業の数字のとおりでございます。これを足すと収入とちょうどになります。

(中川委員)

なるほど。国選弁護のほうはずっと大きいわけですね。22、3億が日弁連から出ていると、そういうことなんですね。

さっき、法律相談の件数が落ちているというお話しされていましたが、これ、法テラスのほうも少しずつ落ちているんですよね。

(高橋室長)

法テラスのほうは、落ちているか、ほぼ横ばいです。

(中川委員)

横ばいだけれど、増えては、

(高橋室長)

相談自体は、微増か、横ばいぐらいということです。

(中川委員)

だから、よく言われる議論だけれど、法テラスが頑張れば頑張るほど、こっち側が減るという、そういう関係があるんだということを言われますけれども、それはそうなんですかね。

(長田副会長)

それは一部はそういうことになる。先ほどお話ししましたけれども、平成 19 年三十数万件あった件数が、今十数万件に落ちているんですけれども、ちょうどそのころ、法テラスの件数がどうだったかという、十数万件だった相談件数が、今三十万件ぐらいになっているので、それは全部がそうとは言えないかもしれないけれども、関与しているのは間違いないと思います。

(北川議長)

よろしいですか。

(中川委員)

それとこの法テラスの、これはここで議論する問題ではないと思うんだけど、予算そのものは、本当にずいぶん増えてきているんですよ、毎年。それに対していわゆる事業のほうは、横ばいに近いと。そうするとこの費用対効果の問題というものは必ず出てくるわけで、そのあたりをきちんと検証する制度とか、あるいはどこかでやっているとか、そういうことはあるんですかね。

もともとの予算は大体 200 億ぐらいだったのが、今 460 億ぐらいの規模にふくらんでいるんですよ。それに対して相談件数とかはあまり増えていない。大体横ばい。だから、予算が倍ぐらいになっているのに、相談件数のほうは横ばいであるということは、経費が 2 倍かかっているという計算になるんですけども、その辺はどういうふうに考えたらいいかという。

(村越会長)

我が国の法律扶助は世界で唯一償還制ですので、貸したものを返してもらっています。毎年 100 億ぐらい返してもらって、それで回しているわけで、ニューマネーとして毎年国から出てくる運営費交付金だけでやっているわけではありません。運営費交付金が増えていることは間違いなく、かつてに比べれば本当に法テラスができて増えているのは事実です。

それで今おっしゃられた予算が増えて、件数が伸びていないというあたりについては、高橋さんのほうから、何か説明がありますか。必ずしもそういうことでもないように思っているんですけれども。

(中川委員)

それはそう。ニューマネーとしては増えていないけれども、支出しているということにはかわりがないわけですから、そこをどう見るかということですよ。

(村越会長)

法務省、財務省とも、件数が減ると絶対に予算を絞ってくるので、件数が減って予算が増えるというのは、われわれは希望するんですけれども、なかなかそうはいかないと思っています。

(中川委員)

そうですね。いわゆる法テラス、プロパーのコールセンターとか、地方事務所のあれもみんな入れた数字なので、ちょっと違うかもしれませんが、いずれにしろ、費用対効果の検証というのが、一遍どこかでちゃんとやるべきではないかなということを上げたかったですけれどね。

(高橋室長)

法テラス全体としては、今そういった取組はされているとは思いますが、特に人件費等が非常にふくらんでいるという問題があるということは伺ってはいます。ただ、それも様々な理由があったりするようでして、例えば、全国規模の組織なんですけれども、移動等で、必ずしも全国に移動できないような方ですとか、あるいはアクセスの問題ですと、移動してしまうと、そこで途切れてしまったりするので、その場においていただきたいというような方で、非常勤のままずっと置かれていたりとか、あるいはそこであえて正職員の方をずっと置かなければいけないとか、人事上の様々な問題があって、なかなか合理化が図れないでいたというようなどころはあるというふうに聞いています。

ただ、その辺も、今ご指摘があったようなところも、当然法テラスも指摘をされていて、今後数年単位かわからないのですけれども、そういったところは、合理化していきたいというようなお話は伺っております。

(村越会長)

私どもの的には、事件の単価が非常に低廉ではないか、予算も全体として先進諸国に比べて、低額ではないかということで、予算の増額ということを一貫して言っておるわけです。最近、先生がおっしゃるとおり、確かに見た目、右肩上がりに増えているのではないかと、財務省あるいは会計検査院のほうのご指摘が大変厳しくなっています。なかなか法テラスの人件費も含めて、非常に汲々としてきているという状況にあるかなというふうに理解しております。私どもとしてはそこをもうちょっと何とか突破できないんだろうかと考えています。司法アクセス拡充と言うときに、経済的弱者のための法律扶助制度なんだということで、もっともっとこれを何とか増やしてほしいというのが、願望というか、願いでございます。

(中川委員)

それは私もよくわかりますよ。ちょっとやっぱり安すぎるんじゃないかという感じがしまして、もっとも償還制度ですから、あまりそこ広げると、こっち側に負担かかるという問題ありますけどね。でも、やっぱりあまり低くすると、意欲とか、サービスの質にあれするなという感じは持っていて、実際のいろんなケース拝見していますと、ちょっとやっぱり今会長が言われた感じは持っています。

(北川議長)

ほかはよろしいですか。

(松永委員)

ネットで相談予約ができるというのは、とても利便性が高まっていいと思いますが、そ

のリマインドというか、明日ですよとか、そういうところはいかがでしょうか。

(長田副会長)

明日ですよというのは？

(松永委員)

要するに、予約が取れましたねと、そこで確認は取れますけれども、明日その期日ですよという、リマインドメールが届くのかどうか。

(長田副会長)

それは先ほどお話ししましたとおり、ユーザーの方が選択するときに、日時まで全部特定して申し込むことになるので、それを受けた弁護士会のほうが、それでよければそれでいいという回答をして、そして特定の日に相談をするということになります。

(松永委員)

その日時が決まりますよね。でも、日時が決まってから、そのときまで何週間とかありますよね、1週間なり。

(長田副会長)

期間はありますよ。1日か2日か、普通は1週間置かない。

(松永委員)

でもそのリマインドの、

(村越会長)

弁護士会のほうから、もう一回、何月何日何時からですよというご連絡が行くのかということですが。

(松永委員)

というのは、本当に例えばレストランの予約とかも、今ネット予約になって、とても利便性が上がったんですけど、逆にドタキャンがすごく多くて、今逆にレストランからちゃんと来るんですよ。というようなことがあるのかなということを確認したい。

(長田副会長)

わかりました。先ほどお話ししましたとおり、センター、各弁護士会が運営している。だから、各弁護士会で今言ったリマインドをしているかどうかという話なんですけれども、私が認識している限りでは、多分していないと思います。そういう会がほとんどではないかなと思います。また、その作業をすると、非常に弁護士会の職員の負担が多くなってきますので、多分リマインドをしている会のほうが少ないのではないかと。

(松永委員)

せっかくいい会なので、それでみすみすそこがそがれていくというのはもったいないので、システムでそういうものがあって、デジタルな処理というのはできますよね。

(長田副会長)

ネットの中で期日の近くなったときに、またお知らせできるようなシステムになるのが、一番よろしいかと。

(松永委員)

できればということ。

(村越会長)

お金をどんどんかけると、どんどん便利になっていくんですね。

(長田副会長)

ありがとうございます。ぜひ参考にさせていただきます。

(村越会長)

はじめ検討段階で、先生おっしゃったみたいなの、こんなのをやると、かえってドタキャンがいっぱい増えて困るんじゃないかという意見もあったんですけど、既に大阪とかで先行してやっているんですが、それほど電話予約に比べて、ネットだからといってドタキャンが増えるわけでもないということを言われました。じゃあとりあえずこれでやってみようかということですが、そういうなかなかいろいろうまくいかないことが出てくると、それはお互いのために対応しなければいけないと思います。

(北川議長)

よろしいですか。

(井田委員)

手短に、ご説明なかったことなんですけれども、数か月前ぐらいに、弁護士のゼロ・ワン地域がなくなったというような新聞記事を見た覚えがあるのですけれども、それってどのぐらい持続可能性のあるものなのか。これだけ弁護士さんが増えて、市場に任せて任意に動いていただいても、確保できることなのか、すごく瞬間風速みたいな感じなのか。

(村越会長)

7月5日に島根の隠岐島にひまわりをつくりまして、これでゼロ・ワンが解消したんですね。それで、今度10月1日にホームページで私の挨拶を更新するので、そこにゼロ・ワン解消という原稿を書いたら、この間、またワンが復活しまして、岡山の新見支部というところなんです。解消したのはだから2か月間でまた元に戻ったので、なんとか年内に新たにワンになってしまった新見にもう一人弁護士を何とか行ってもらって、ワンをまたなくしたいなと思っているのです。もともと一生懸命やっている2人か3人のところで、1人が高齢になるとか、病気になられたとか、お子さんの教育で都会に行くとか、常にまたワンになる、ゼロになるリスクを抱えながらやっているということは間違いないわけです。そういう意味では本当モグラ叩きみたいな努力を継続しているのですが、どうしたらいいですか、副会長。

(長田副会長)

一応足りないところに公設事務所という形態で設置してきたので、そのところだと事前に撤退するとかという情報が入ってきて、何とか対応できるかなというところがあるんですけども、ゼロ・ワンの解消が公設事務所だけじゃないところもあるので、そういうところになると、急にそこから弁護士さんが、登録がいなくなっちゃうと、今回みたいな

スポットでまた復活してしまうということになっちゃうので、なかなか気を付けてはいるのですけれど、絶対にこれをなくすという日までは、かなり時間がかかるかもしれないという。なるべくそういうことが起こらないようには気を付けていきたいと思っています。

(村越会長)

岡山は何とかなるんでしょうか。

(長田副会長)

どうでしょうかね。何とかしたいと思っています。

(北川議長)

よろしいですか。

(井田委員)

はい。ありがとうございます。

(北川議長)

あとはよろしいですか。それではお三方ありがとうございます。

議題③ 第48回市民会議日程について

(北川議長)

次の議題で、48回目の市民会議の日程に移らせていただきますが、今回は、既に内定の通知をさせていただいておりますとおり、平成27年12月7日、月曜日が現段階で5名の方が参加可能でございますので、この日に行いたいと思います。時間は午後2時15分から午後4時15分に開催させていただきたいと思いますので、ご予約をいただければと思います。

議題④ その他

(北川議長)

本日の議題が以上でございますが、事務局からそのほか、何かございますでしょうか。

(兼川事務次長)

この市民会議でございますけれども、1979年に懇話会というので始まりまして、2003年に市民会議ということで新たに発足しております。2003年12月発足でございますので、皆さんの任期が大体11月30日に終わるといようなことございまして、現在の委員の先生方のうち、6名の方が今年の11月30日に任期が終わるといことになっております。大変差し迫って申し訳ないのですけれども、先生方にはあと1期任期をお願いしたく、また別にご連絡させていただきますので、そのようなことで、ご了解願いたいと思っております。

(北川議長)

今事務局からご要望ございましたけれども、それは個々にお当たりいただいてご相談ということでよろしゅうございますか。そのようにさせていただければと思いますので、事

務局のほう、そのような段取りでよろしく願いをいたします。

それでは本日の決定しておりました審議は以上で終了させていただきます。

7. 閉会

(北川議長)

それでは、本日の第47回日弁連市民会議を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。(了)